

法第3条と農業経営基盤強化促進法による利用権の設定等の合計)は、全体で31万6,998件(対前年比99.3%)、17万540ha(同105.0%)となった。

② 自作地有償所有権移転(農業経営基盤強化促進法によるものを含む。)

自作地有償所有権移転は、昭和49年以降減少傾向にあったが、平成8年は都府県、北海道ともに増加しており、全国では8万9,312件(対前年比100.3%)、3万445ha(同112.4%)であった。

③ 農地法第3条による賃借権の設定等

ア 賃借権の設定

賃借権の設定は、昭和56年以降減少傾向にあったが、8年は8,349件(対前年比100.4%)、4,462ha(同108.0%)となった。

イ 使用貸借による権利の設定

使用貸借による権利の設定は、昭和51年の農業者年金制度の改正以降、経営移譲年金受給のための権利設定に伴って推移してきており、8年は2万9,594件(対前年比87.7%)、3万9,084ha(同87.3%)となった。

④ 農業経営基盤強化促進法による利用権の設定

利用権の設定(農業経営基盤強化促進法による賃借権の設定・使用貸借による権利の設定・農業経営の委託に伴う権利の設定)は、平成5年以降増加してきており、8年は14万7,499件(対前年比103.2%)、7万4,787ha(同117.1%)となった。

(2) 賃借権の解約、利用権の終了の状況

① 農地法第20条に基づく賃貸借の解約等(転用目的の解約等を含む。)

農地法第20条に基づく、農地法等による賃借権の解約及び農業経営基盤強化促進法による利用権の中途解約は、8年は3万6,663件(対前年比103.3%)、1万3,127ha(同102.1%)となっており、件数、面積ともに増加を示した。

② 農業経営基盤強化促進法による利用権の終了

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権のうち、8年中に利用権が終了したものは9万4,376件(前年比95.4%)、3万3,475ha(101.9%)であった。

③ 利用権の再設定

利用権(賃借権のみ)が終了したもの(再設定の有無不明を除いたもの)のうち、8年中に再設定したものは件数で63.8%(面積61.8%)を占めており、再設定予定のもの(8年中に再設定しなかったが、9年初めに再設定したもの及び近く再設定する予定のもの)は、件数で10.5%(面積14.6%)を占めている。

(3) 農地の転用の状況

① 全体の動向

農地及び採草放牧地の転用面積は、昭和47、48年をピークに49、50年に大幅な減少に転じ、51年以降はほぼ横ばいで推移してきたが、8年は農地法第4、5条許可・届出はほぼ前年並みで、農地法第4、5条以外は前年を下回り、農地転用面積合計では2万8,567ha(対前年比98.5%)、採草放牧地では98haとなっている。

② 用途別の農地転用面積

農地転用面積の用途別構成をみると、「住宅用地」が31.3%、「その他の建物施設用地」が23.5%、「工・鉱業用地」が15.8%で、これら三者で全体の約7割を占める。

③ 転用主体別の農地転用面積

農地転用面積を転用主体別にみると、農地法第4、5条許可・届出では「その他の法人・団体」(42.0%)、「農家以外の個人」(30.6%)、「農家」(20.6%)とこれら三者で9割強を占めているが、農地法第4、5条以外では「地方公共団体」(62.0%)が過半を占め、次いで「農家」(15.7%)、「国」(11.0%)となっている。

第7節 農業農村整備事業等の推進

1 概 説

(1) 農業農村整備事業実施概要

農業の生産性の向上及び需要の動向に即した農業の再編成の促進や、「新政策」に基づいた経営規模の拡大、担い手の育成・確保等の構造政策を推進するため、その基本的条件である農業生産基盤の計画的かつ円滑な整備が肝要である。

また、都市と比較して立ち遅れている農村地域の実生活環境の整備を積極的に推進するとともに、都市にも開かれたゆとりある農村空間の創出を図るため、農村地域の総合的な整備を一層推進する必要がある。

このため、平成9年度においては、経営規模の拡大や担い手の育成、農地の連担化、生活環境の整備、中山間地域の活性化、国土・自然環境の保全等に資する事業を重点的に実施するとともに、事業効果の早期発現を図るため、NTT資金を活用しつつ、計画的かつ効率的な事業の実施を図った。

さらに平成6年度に策定したウルグアイ・ラウンド関連農業農村整備緊急特別対策について、平成9年度当初予算において600億円、平成9年度補正予算においては緊急コメ対策として1,200億円をそれぞれ計上し、対策の推進を図った。

(2) 土地改良長期計画

平成5年度から14年度までの10箇年間に総額41兆円（調整費3兆6,000億円を含む。）に相当する事業を実施する第4次土地改良長期計画を平成5年4月に閣議決定。その後、財政構造改革の推進に関する特別措置法（平成9年法律第109号）の規定に基づき、計画期間を14年間に改定することとして、平成9年12月に閣議決定。その全文は以下のとおり。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第4条の2に規定する土地改良長期計画を次のとおり定める。

ア 土地改良事業の実施の目標

今後の農業発展の方向に即応して農業基盤の整備及び開発を図り、もって農業構造の改善、農業の生産性の向上及び国内における食料供給力の維持強化に資することを目的とし、平成5年度以降の14箇年間に総額41兆円（調整費3兆6,000億円を含む。）に相当する事業を実施するものとする。

この計画においては、地域における関係農業者等の合意形成を図りつつ、効率的かつ安定的に農業経営を行う者が生産性や収益性の高い農業を展開していくための基礎となる農業基盤の整備を推進し、併せて景観形成や環境保全に配慮した快適で活力ある農村地域の形成及び国土資源の効率的利用に資するため、農用地の総合的整備及びその前提となる基幹農業用排水施設の整備並びに各種防災事業を推進するとともに、農産物需給の動向等を考慮しつつ農用地造成事業を推進することを基本方針とし、平成5年度以降の14箇年間ににおいては、継続事業の早期完了を図るほか、計画的に新規事業の実施を進めるものとする。

その種別ごとの事業の実施の目標は次のとおりとする。

- (ア) 農用地総合整備事業（農用地の利用上必要な農業用排水施設（基幹的なものを除く。）及び農業用道路の新設及び変更、区画整理その他農用地の改良のため必要な事業）

農用地総合整備事業については、効率的かつ安定的に農業経営を行う者が生産性や収益性の高い農業を展開していくための基礎となる農用地の整備を行い、併せて快適な生活環境の形成等に配慮した農村地域の環境の改善及び国土資源の効率的利用に資するため、それぞれの地域の自然的、社会的条件等に応じた整備水準の達成に必要な事業を総合的に推進するものとする。

この場合、田については、農地の流動化及び集団化と併せてほ場の大区画化を推進することを重視し、ほ場整備を中心に、農業用道路の整備、農業用排水施

設の整備及び暗渠排水、客土その他の田地の改良のために必要な事業を、畑については、畑地総合整備を中心に、農業用道路の整備、農業用排水施設の整備、区画整理その他畑地の改良のために必要な事業を、快適な生活環境の形成等農村地域の環境の改善に配慮しつつ総合的に実施するものとする。また、広域にわたる農産物の生産その他の営農の組織化のためその基幹となる農業用道路の整備を実施するものとする。

平成5年度以降の14箇年間ににおいては、効率的かつ安定的に農業経営を行う者が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立に資するため、田を約90万ha、畑を約50万ha整備するのに必要な事業を行うものとする。

- (イ) 基幹農業用排水施設整備事業（農用地の利用上必要な農業用排水施設で基幹的なものの新設及び変更）

基幹農業用排水施設整備事業については、農用地整備の前提となる条件を整備するとともに、農業上の土地利用の高度化、水利用の安定と合理化等を図るため所要の事業を行うものとする。

- (ウ) 防災事業（農用地の保全のため必要な事業）

防災事業については、農業災害の軽減及び農業用水の汚濁、農用地の土壌の汚染その他の公害の防止又は除去を図るとともに、農用地整備の前提となる条件を整備するため、それぞれの土地条件に応じて必要な農地防災、農地保全、公害対策等の各種防災事業を総合的に推進し、併せて農用地の保全を通じて国土の保全に資するよう実施するものとする。

- (エ) 農用地造成事業（農用地の造成並びに埋立て及び干拓）

農用地造成事業については、農産物の需給の動向及び立地条件を考慮しつつ、地域の特性に応じた多様な農業生産の展開を図るとともに、国土資源の効率的利用に資するため、草地の造成、既耕地の整備と一体的な農地の造成等を行うものとし、平成5年度以降の14箇年間に、農用地約10万haの造成を行うものとする。

イ 事業量

この計画における土地改良事業に関する事業量は、おおむね次のとおりとする。

国が行い又は補助する事業	32兆3,600億円
(ア)農用地総合整備事業	21兆9,500億円
(イ)基幹農業用排水施設整備事業	6兆3,300億円
(ウ)防災事業	2兆6,700億円
(エ)農用地造成事業	1兆4,100億円
地方単独事業等	5兆0,400億円
調整費	3兆6,000億円

合 計 41兆0,000億円

なお、この計画の実施に当たっては、今後の農業事情、経済事情、財政事情等を勘案しつつ、弾力的な推進を図るものとする。

2 農業生産基盤整備事業

(1) 基幹農業用排水施設の整備

ア 事業の種類

基幹農業用排水施設等の整備を目的とする事業には、国営かんがい排水事業及び都道府県営かんがい排水事業があり、国営事業にあっては、受益面積おおむね3,000ha以上(畑地帯にあっては、1,000ha以上)、都道府県営事業にあっては、受益面積おおむね200ha以上(畑地帯にあっては、100ha以上)にわたる土地の基幹農業用排水施設の整備を行う。国営及び都道府県営事業は、さらに、事業の内容、性格等により予算上区分して実施している。

国営事業の国庫負担率は、農林水産省2/3～70%、北海道・離島75～85%、沖縄90～95%、奄美90%となっている。また、都道府県営事業の国庫負担率は50～80%となっている。

イ 9年度における整備の目標

長期計画において基幹農業用排水施設については、ほ場条件の整備の前提条件を整備するとともに、農業上の土地利用の高度化、水利用の安定と合理化を図るため所要の事業を行うこととなっており、このため継続事業の早期完了を図るとともに新規事業についても計画的に推進を図ることとしている。

したがって、9年度における事業の実施に当たっては、基幹農業用排水施設整備等、本来の趣旨に従って、引き続き事業効果の早期発現に配慮するとともに、地区別の事情を十分に把握し、制度の効率的な運用を図ってきた。

ウ 事業実施の状況

基幹農業用排水施設の整備は、国営かんがい排水事業、都道府県営かんがい排水事業及び水資源開発公団営事業に分かれて実施されている。このうち、国営、都道府県営及び団体営かんがい排水事業の9年度事業実施額は3,763億円で、事業種別の実施額及び地区数は表4のとおりである。

(ア) 国営かんがい排水事業

9年度における継続地区は農林水産省66地区、北海

表4 9年度基幹農業用排水施設整備の実施状況

事業名	実施額 (千円)	実施地区数														
		農林水産省					北海道					沖縄				
		継続	うち完了	着工	全計	計	継続	うち完了	着工	全計	計	継続	うち完了	着工	全計	計
国営かんがい排水	(185,998,112) 236,095,000	66	(4)	5	27	98	66	(13)	9	19	94	5	(0)	0	1	6
(一般型)	(168,859,998) 213,125,000	61	(4)	5	27	93	66	(13)	9	19	94	5	(0)	0	1	6
かんがい排水	202,445,000	59	(4)	4	27	90	44	(7)	4	19	67	5	(0)	0	0	5
国営造成土地改良施設整備	1,960,000	2	(0)	1	—	3	3	(1)	2	—	5	—	(—)	—	—	—
直轄明渠排水	8,720,000	—	(—)	—	—	—	19	(5)	3	—	22	—	(—)	—	—	—
(特別型)	(17,138,114)															
かんがい排水	22,970,000	5	(0)	—	—	5	—	(—)	—	—	—	—	(—)	—	—	—
土地改良調査計画費	95,095															
補助かんがい排水	(72,363,000) 140,206,728	971	(153)	191	4	1,166	67	(16)	16	—	83	92	(3)	19	1	112
かんがい排水	(67,943,000) 131,448,658	892	(144)	156	4	1,052	61	(15)	16	—	77	89	(3)	16	1	106
一般型	(50,825,000) 97,700,322	520	(28)	111	3	634	33	(6)	9	—	42	89	(3)	16	1	106
特定地域型	(1,463,000) 2,438,336	6	(2)	—	—	6	—	(—)	—	—	—	—	(—)	—	—	—
広域農業基盤緊急整備型	(2,046,000) 4,092,000	4	(0)	0	1	5	1	(—)	0	—	1	—	(—)	—	—	—
排水対策特別型	(13,609,000) 27,218,000	362	(114)	45	—	407	27	(9)	7	0	34	—	(—)	—	—	—
基幹水利施設補修	(4,420,000) 8,758,070	79	(9)	35	—	114	6	(1)	0	0	6	3	(1)	3	0	6

(注) 1 農林水産省には、離島、奄美を含む。

2 実施額の上段()は国費、下段は事業費。

3 その他団体営かんがい排水のうち、完了は着工分も含む。

4 完了地区には、次年度から施設機能監視制度へ移行する地区を含む。

5 「国営かんがい排水」の中には、「国営農業用水再編対策」を含む。

6 うち完了地区の中で、補助かんがい排水(かんがい排水・基幹水利施設補修)に含まれる団体営事業分の地区数は含んでいない。

表5 平成9年度国営かんがい排水事業完了地区及び新規地区

事業名	地帯名	完了地区	新規着工地区	新規全体実施計画地区
かんがい排水	農林水産省	津軽北部、赤城西麓、牧之原、長良川用水	新安積(一期)、柏崎周辺(一期)、肝属中部(一期)、徳之島用水(一期)	印旛沼二期、大井川用水、九頭竜川下流
	北海道	共和、知内、共栄近文、女満別、上湧別、早来、札内川第一(一期)	利別川(二期)、幌進(一期)、猿払(一期)、札内川第一(二期)	いしかり、別海
国営造成土地改良施設整備	沖縄 農林水産省		旧迫川	伊是名
直轄明渠排水	北海道 北海道	本郷 和寒、頓別川、信部内、ボン仁達内、オピチャ	八幡、常呂 沙留、二宮、くんべつ	

道66地区、沖縄5地区計137地区で、これらの地区においては7年度に引き続いて事業の推進を図った。そのうち、農林水産省4地区、北海道13地区計17地区は事業を完了した。

また、9年度においては、新たに農林水産省5地区、北海道9地区、計14地区の新規着工並びに農林水産省4地区、北海道2地区、沖縄1地区計7地区の新規全体実施設計地区の採択を行った。(表5)

(イ) 都道府県営かんがい排水事業

基幹農業用排水施設の整備事業として都道府県営かんがい排水事業を実施している。

また、国営又は都道府県営土地改良事業により造成されたダム、頭首工、機場、基幹水路等の基幹施設について緊急に必要な補強工事及び排砂対策工事を行うことにより、施設の機能の維持及び安全性の確保を図る都道府県営基幹水利施設補修事業を実施している。

さらに新生産調整推進対策を推進し、効率的な転作営農の展開を図るため、水田の排水条件の改善を行う新生産調整推進排水対策特別事業を実施している。

9年度においては、継続地区857地区の事業を推進するとともに、このうち172地区を完了した。また、新たに105地区について着工するとともに、新規全体実施設計として5地区を採択した。

(ウ) 団体営かんがい排水事業

国営、都道府県営かんがい排水事業で実施する基幹農業用排水施設に附帯する末端施設の整備及びほ場整備に先行して末端施設の整備を実施する団体営かんがい排水事業等を推進している。

9年度においては、継続地区273地区の事業を推進し、新たに121地区を採択した。

エ 水資源開発公団事業

水資源開発公団は、水資源の総合的な開発と利用の合理化を図るため、水資源開発促進法・水資源開発公

団法に基づいて、水資源開発水系に指定されている7水系(利根川、荒川、豊川、木曽川、淀川、吉野川及び筑後川)において、各水系の水資源開発基本計画に沿って、農業用水等の確保といった利用目的や治水目的など多目的にわたる施設を一元的に建設するとともに、完成した施設の管理を一貫して実施している。

建設事業(農業用水関係分)においては、9年度予算事業費306億1,405万円、うち農水補助金額149億2,883万円をもって、愛知用水二期、豊川用水施設緊急改築、利根中央用水及び木曽川用水施設緊急改築の継続4地区を実施し、筑後川下流用水及び利根大堰施設緊急改築の2地区を完了した。

また、管理事業(農業用水関係分)においては9年度予算事業費113億9,975万円、うち農水補助金額16億4,117万円をもって、群馬用水、利根導水路、埼玉合口二期、印旛沼開発、成田用水、北総東部用水、東総用水、霞ヶ浦用水、木曽川用水、三重用水、香川用水、両筑平野用水、愛知用水及び豊川用水の継続14地区の施設の管理を実施した。

(2) 水田地帯の整備

ア ほ場整備事業

ほ場整備事業は、農地等の区画形質の改善、用排水路、道路、暗きょ排水の整備、農地の集団化等を総合的に実施することにより、農地を営農機械の効率的な運行と合理的な水管理を行いうる生産性の高い汎用耕地に整備し、農業の生産性向上とそれを担う経営体の育成等を図ることを目的として実施している。平成9年度においても本事業の積極的な推進に努めた。

なお、平成9年10月にはほ場整備事業の再編を行い、ほ場整備事業実施要綱で担い手育成型と地域開発関連型に大別している。

(ア) 担い手育成に資する基盤整備と農地の利用集積
土地利用型農業のコスト低減、経営の体質強化を図るため、集落段階を基礎とした合意形成に基づき担い

手の育成と農地の利用集積を推進する地域において次の事業を行った。

a ほ場整備事業（担い手育成型）

地域農業の中心となる経営体を育成し、効率的・安定的農業構造を作り上げていくことを目的。地域関係者の意向を踏まえて、農地の流動化や農業農村整備の目標等を定めた農業農村活性化計画を作成し、高生産性は場の整備や畦畔除去等の簡易なほ場整備などの農業生産基盤と農村生活環境の一体的整備をするものであって、都道府県営事業にあっては受益面積概ね20ha以上、団体営事業にあってはおおむね10ha以上、国庫補助率50%（離島55%、沖縄75%）で実施した。

b 担い手育成基盤関連流動化促進事業

ほ場整備事業等の実施を契機として、農地の利用調整を支援することにより、担い手へのより質の高い農地の利用集積、農地流動化の一層の推進を図るため、担い手への農地の利用集積に応じた促進費の交付、土地良調整事業に対する補助を行った。

また、担い手育成基盤整備事業等のハード事業の完了時までに、担い手の経営する農業生産面積が事業実施前と比較して一定割合以上増加することを要件に、農林漁業金融公庫等が土地改良区等に無利子資金の貸付けを実施した。

(イ) ほ場整備事業（地域開発関連型）

a 一般型

区画整理事業に係る受益面積が都道府県営事業にあってはおおむね200ha（市町村生産調整推進基本計画に即した営農計画が策定され、又は策定されることが確実と認められるもの及び沖縄県において行うもの）にあっては60ha、ただし農地利用権設定特別促進事業にあっては20ha）以上、団体営事業にあってはおおむね20ha（離島、沖縄県、奄美群島その他構造改善局長が定める地域において行うもの）にあっては10ha）以上のものについて、補助率45%（離島50%、沖縄県75%）で実施した。

また、ほ場整備工事と併せて新技術の導入を行う場合、新技術の施工に係るものについては、新技術導入促進事業として、国庫補助率50%で実施した。

b 高生産性大区画ほ場整備事業

地域の農業生産の方向に沿った土地利用型農業の確立を図るため、おおむね1ha以上の大区画のほ場を地区の一定割合以上整備する都道府県営事業であって、受益面積がおおむね20ha以上、国庫補助率50%（離島、琵琶湖及び水源区関連55%）で実施した。

イ 土地改良総合整備事業

土地改良総合整備事業は、多様化、高度化する食料

需要に対応しつつ、耕地の汎用化を促進し、農地の高度利用を推進することにより、農業経営の安定化を図ることを目的として実施している。平成9年度においても、地域の実態に即した畑作物の生産振興及び農用地の高度利用のための条件を整備するため、土地改良総合整備事業の積極的な推進を図った。

また、小規模零細地域農業基盤整備事業を実施し歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域における関係農家の農業経営の改善と所得の安定を図り、さらに団体営土地改良事業等の実施予定地区にかかる調査設計事業に対する助成を行った。

(ア) 土地改良総合整備事業（一般）

a 一般型

本事業は、地域の実情に応じて、畑作振興及び水田の汎用化を図るため必要な事業を総合的・一体的に実施するもので、農業用排水施設・農道・暗きょ排水・客土の事業のうち二以上の受益面積の合計が、都道府県営の場合おおむね60ha以上、団体営の場合おおむね20ha以上（特殊地域にあっては10ha以上）となる地区について、国庫補助率45%（北海道・離島・特殊地域50%）、沖縄75%、奄美52%（改良区営等60%）で実施した。

b 新生産調整推進型

本事業は、農業の生産条件の不利な特殊地域を対象に、米穀の生産の転換を図り、新生産調整推進対策の円滑な推進に資することを目的として実施するもので、用排水施設・農道・暗渠・客土・区画整理のうち2以上の事業の受益面積の合計が都道府県営の場合20ha以上、団体営の場合10ha以上となる地区について国庫補助率50%で実施した。

c 集約農業型

本事業は、田畑混在地域を対象に施設園芸等の集約型農業の集団化と地域における農地利用の秩序化を図り、農業生産性の向上等を図ることを目的として実施するもので、用排水施設・農道・暗渠・客土・区画整理のうち2以上の事業の受益面積の合計が都道府県営の場合30ha以上、団体営の場合10ha以上となる地区について国庫補助率45%（特殊地域50%）で実施した。

d 省力化対策特別型

本事業は、区画整理や基幹的かんがい排水施設等の基礎的な生産基盤が整備された地域において、農業用用水路のパイプライン化等の整備を行うことにより、水田営農のより一層の省力化を促進することを目的として実施するもので、①農業用用水施設整備、②農業用排水施設整備、③暗渠、④客土、⑤農道、⑥特認の

うち都道府県営の場合、①の事業の受益面積が20ha以上（国庫補助率、内地・北海道50%）、団体営の場合10ha以上（国庫補助率、内地45%、北海道50%）で実施した。

e 担い手育成型

本事業は、田畑混在地域を対象に集約型農業の振興を図るとともに、担い手への農地利用集積を促進し、安定的な農業経営の確立を図ること等を目的として実施するもので、用排水施設・農道・暗渠・客土・区画整理のうち2以上の事業の受益面積の合計が都道府県営の場合20ha以上、団体営の場合10ha以上となる地区について国庫補助率50%で実施した。

f 他事業関連型

本事業は、他事業（新東京国際空港整備等）に関連して必要な農業生産基盤整備を実施し、他事業の円滑な推進に資することを目的として実施するもので、土地改良総合整備事業、ほ場整備事業等を実施した。

(i) 小規模零細地域農業基盤整備事業

本事業は、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が、平成8年度をもって期限切れになることに伴う措置として閣議決定された「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について」に基づき実施するもので、地域の実情に応じて①ほ場整備、②土地改良総合整備、③農道整備事業、④かんがい排水の4事業を選択し、その受益面積がおおむね10ha以上の地区について、3分の2の国庫補助金を県を通じて事業主体に交付する間接補助事業として実施した。

(ii) 調査設計事業

団体営土地改良事業の計画的かつ効率的な実施を図るため、事業実施予定地区の計画書及び実施計画書を兼ねた書類の作成に係る調査設計事業を、補助率50%の国庫補助金を県を通じて事業主体に交付する間接補助事業として実施した。

9年度におけるほ場整備事業、土地改良総合整備事業の実施状況は表6のとおりである。

表6 ほ場整備事業、土地改良総合整備事業の

実施状況	地区数	(単位：千円)
		予算額
ほ場整備事業	1,944	155,298,775
担い手育成型	832	92,951,804
一般型	1,112	62,346,971
土地改良総合整備事業	821	38,977,473
一般型	821	35,249,200
小規模零細	—	1,324,000
調査設計	—	2,404,273

(3) 畑地帯の総合整備

我が国の畑地面積は、約227万haであり、全耕地面積の約45%を占めているが、その土地基盤整備は水田に比べれば遅れている。

一方、我が国の食料消費構造は、高品質化、多品目化等多様化しつつ、野菜、果実、家畜物等への需要が増大している。

さらに、農作物の自由化に備え畑作経営の安定を図ることが緊急の課題となっている。

このような情勢に対処し、畑作物の経済的かつ安定的供給を図るため、畑地帯の生産基盤を整備することが緊要である。このため、国営、県営による畑地帯のかんがい施設の整備、農道の整備、区画整理等の各種事業を総合的に実施する総合整備事業を積極的に推進している。

また、9年度における実施事業の実績及び地区数は表7のとおりであり、総額1,215億円の事業を実施した。

ア 国営畑地帯総合土地改良パイロット事業

国営事業については、北海道における畑地帯の基盤整備の遅れを解消し畑作地帯の農業の振興に資するために、大規模畑地帯における土地基盤を総合的に整備することを目的とし、国営総合かんがい排水事業制度に基づいて、受益面積おおむね1,000ha以上のかんがい排水事業（ため池の新設にあってはおおむね500ha以上、明渠排水にあってはおおむね300ha以上）及び農地開発事業並びに区画整理事業を総合的かつ一体的に末端まで一貫して整備を行うものであり、国庫負担率は、各事業ごとの総合負担率となっている。9年度においては、継続地区7地区の事業を推進した。

イ 畑地帯総合整備事業（担い手育成型）

(ア) 概説

集落単位を基本とし、農地利用の流動化の促進の前提条件となるほ場条件の均質化を図る効率的な基盤整備と担い手の経営安定のための生産環境整備等を総合的に行うため、平成9年度においては、新規26地区を採択して、事業を推進している。

(イ) 事業の仕組み

(内 容) 農業用排水施設、農道、区画整理及びこれらと密接に関連したその他基盤整備（暗きょ排水、農用地造成、土層改良、農用地の保全）、営農用水施設、農業集落環境管理施設、交換分合等

(事業主体) 都道府県

(採択基準) ・20ha（北海道100ha、離島・沖縄・奄美10ha）以上

・担い手の経営する農地の利用集積が

表 7 9 年度畑地帯総合整備事業の実施状況

事業名	実施額 (千円)	実施地区数													
		農林水産省					北海道					沖縄			
		継続	うち完了	着工	全計	計	継続	うち完了	着工	全計	計	継続	うち完了	着工	全計
畑地帯総合土地改良 パイロット	(14,074,868) 17,050,000	—	(-)	—	—	—	7	(-)	0	0	7	—	(-)	—	—
畑地帯総合整備	(54,881,713) 104,432,888	339	(19)	35	—	374	168	(33)	24	—	192	36	(-)	7	—
担い手育成型	(24,232,479) 45,635,358	93	(1)	16	—	109	55	(2)	7	—	62	11	(-)	3	—
担い手支援型	(800,000) 1,622,239	—	(-)	8	—	8	—	(-)	4	—	4	—	(-)	—	—
一般型	(19,573,299) 37,878,073	162	(12)	—	—	162	71	(20)	—	—	71	12	(-)	—	—
緊急整備型	(10,275,935) 19,297,218	84	(6)	11	—	95	42	(11)	13	—	55	13	(-)	4	—

(注) 1 農林水産省には、離島、奄美を含む
2 実施額の上段 () は国費、下段は事業費

一定要件以上図られることが確実に
ること。

(補助率) 50～75%

ウ 畑地帯総合整備事業 (担い手支援型)

(ア) 概 説

畑作農業経営の体質強化を目的に、担い手の生産合理化を図るために必要な生産基盤整備と生産集落環境整備を一体的に行い、担い手農家の経営の安定に資する畑地帯整備を総合的に行うものであり、平成9年度においては、新規12地区を採択して事業を推進している。

(イ) 事業の仕組み

(内 容) 農業用排水施設 (単独で行う施設整備事業を含む)、農道、区画整理及びこれらと密接に関連したその他基盤整備 (暗きょ排水、土層改良 (単独で行う土層改良事業を含む)、農用地造成、農用地の保全)、営農用水施設 (単独で行う営農用水事業を含む)、農業集落環境管理施設、農業集落道、交換分合等

(事業主体) 都道府県、市町村、土地改良区等

(採択基準) ・30ha (沖縄及び奄美20ha、団体営10ha)
以上

・担い手農家の経営面積の受益面積に占める割合が10%以上

(補助率) 都道府県営：50～75%

団 体 営：45～75%

エ 畑地帯総合整備事業 (緊急整備型)

(ア) 概 説

自由化等の影響を被る畑作物の生産地において、生産性の向上、他作物への転換の円滑化等農業経営の合理化を緊急に図るため、元年度に創設され、平成9年

度においては新規28地区を採択して事業を推進している。

(イ) 事業の仕組み

(内 容) 農業用排水施設、農道、区画整理及びこれらと密接に関連したその他基盤整備 (土層改良、暗きょ排水、農地保全)、交換分合、営農用水等

(事業主体) 都道府県、市町村、土地改良区等

(採択基準) ・都道府県営：30ha (奄美・沖縄：20ha)
以上

・団 体 営：10ha以上

・特定畑作地域であること

(採択期間) 元年～10年度

(補助率) 都道府県営：50～75%

団 体 営：45～75%

(4) 農用地再編開発事業

農用地再編開発事業は、既耕地と未墾地の一体的整備による地域農業の再編整備を行い、生産性の高い優良農地を確保するとともに土地利用の秩序化を実現し、主産地の形成、効率的な農業経営の実現等を推進するものである。

平成元年度には、国が事業主体となる国営農地開発事業制度を廃止し、継続中の地区の早期の完了を図るとともに、国営農地再編パイロット事業を創設したところであるが、平成7年度には、担い手の育成と中山間地域の環境保全等の地域ニーズに的確かつ緊急に対処していく観点から国営農地再編整備事業に再編して一般型と中山間地域型を創設し、より政策目的に対応した事業としたところである。

なお、各事業の予算は表8のとおりである。

ア 国営農地再編整備事業

広域にわたる計画的な生産基盤の整備を行い、生産

表 8 農地開発事業、草地開発事業の概要（補正後）

〔一般会計〕	地 区 数	総事業費 (千円)	9 年 度 (千円)
(農林水産省)			
(項) 農用地開発事業費			
(目) 農用地開発事業費補助	55	97,816,987	7,256,526
県営農地開発	42	86,664,995	6,207,054
団体営農地開発	11	9,635,312	894,020
県営草地開発	2	1,516,680	155,452
(北海道)			
(項) 北海道農用地開発事業費			
(目) 農用地開発事業費補助	13	14,616,625	2,219,684
道営農地開発	11	12,147,766	1,840,534
道営草地開発	2	2,468,859	379,150
(離島)			
(項) 離島振興事業費			
(目) 農用地開発事業費補助			
県営農地開発	2	3,610,379	936,118
(沖縄)			
(項) 沖縄振興事業費			
(目) 農用地開発事業費補助	12	12,155,413	1,110,531
県営農地開発	5	7,119,713	748,192
団体営農地開発	7	5,035,700	362,339
(奄美)			
(項) 離島振興事業費			
(目) 農用地開発事業費補助	5	2,472,970	275,802
県営農地開発	1	1,001,415	100,096
団体営農地開発	4	1,471,555	175,706
〔国営土地改良事業特別会計〕			
(農林水産省)			
(項) 土地改良事業費			
(目) 国営農用地再編開発事業費	27	766,800,000	52,560,000
一般型	26	728,300,000	50,760,000
国営農地再編整備	7	81,000,000	15,910,000
国営農地開発	9	257,600,000	14,400,000
国営総合農地開発	10	389,700,000	20,450,000
特別型			
国営農地開発	1	38,500,000	1,800,000
(北海道)			
(項) 北海道土地改良事業費			
(目) 国営農用地再編開発事業費			
一般型	32	232,880,000	24,330,000
国営農地再編整備	11	63,440,000	8,320,000
国営農地開発	6	45,600,000	4,250,000
国営総合農地開発	11	110,140,000	9,480,000
国営草地開発	4	13,700,000	2,280,000
(奄美)			
(項) 離島土地改良事業費			
(目) 国営農用地再編開発事業費			
一般型			
国営農地開発	1	30,600,000	1,650,000

性の向上及び地域農業の展開方向に即した農業構造の実現を図るとともに、農業的土地利用と非農業的土地利用との整序化を図ることにより、農業の振興を基幹とした総合的な地域の活性化に資することを目的としたものである。

9年度は、継続16地区（農林水産省7、北海道9）、新規着工2地区（北海道2）を実施した。

イ 農地開発事業

(ア) 農地開発事業

農地開発事業は、未墾地の開発を主体とし、受益農家の経営規模の拡大を図るとともに、需要の動向に即した生産性の高い農業を営むことができるように基幹的土地改良施設の整備を行う事業である。この事業には事業主体によって国営農地開発事業、県営農地開発事業、団体営農地開発事業がある。

9年度における実施地区数は、国営38地区（農林水産省20、北海道17、奄美1）、都道府県営65地区（農林水産省44、北海道13、離島2、沖縄5、奄美1）、団体営22地区（農林水産省11、沖縄7、奄美4）であり、このうち国営12地区（農林水産省6、北海道6）、都道府県営12地区（農林水産省6、北海道4、離島1、沖縄1）、団体営3地区（農林水産省2、沖縄1）が完了した。

(5) 国営干拓事業等

ア 干拓事業

干拓事業は、海又は湖沼を堤防で締め切り干陸することにより農地を造成する事業である。

(ア) 特別会計（一般型・特別型）

国営干拓事業は、一般会計から繰入金（毎年度の事業費の2/3～70%）と資金運用部からの借入金によって事業実施されており、借入金およびその利息は、一般型にあっては事業実施の翌年度から、特別型にあっては事業完了後地元負担金として徴収することになっている。

平成9年度における特別会計予算額の事業別内訳は表9のとおりである。

(イ) 一般会計

9年度における実施地区数は30地区（農水29地区、沖縄1地区）である。

一般会計で実施しているのは、畑地帯開発整備事業干拓型（県営干拓事業）及びほ場整備事業一般型（干拓地等農地整備事業）であり、9年度予算額は、18億6,751万円（前年度は23億4,845万円）でその事業別内訳は表10のとおりである。

表9 国営干拓事業特別会計予算事業別内訳

(単位：千円)

事業区別	地区数	予算額
一 一般型	2	2,333,000
特 別型	3	13,717,000
計	5	16,050,000

表10 一般会計予算事業別内訳

(単位：千円)

事業別	地区数	予算額
畑地帯開発整備事業干拓型 (県営干拓事業)	2	100,794
ほ場整備事業一般型 (干拓地等農地整備事業)	28	1,766,712
合 計	30	1,867,506

(6) 農用地整備公団事業

ア 農用地整備公団の経緯等

農用地整備公団は、農用地開発公団が昭和63年7月の法律改正を受けて改組されたものである。

農用地開発公団は、農用地開発公団法（昭和49年法律第43号）に基づき、開発して農用地とすることの適当な未墾地等が相当な範囲にわたって存在する地域において、農畜産物の濃密生産団地の建設に必要な農用地の開発、農業用施設の整備等の業務を総合的かつ計画的に行うことにより、農畜産物の安定的供給と農業経営の合理化に資することを目的として昭和49年6月に設立された。

その後、農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和52年法律第70号）により公団の業務の範囲を拡大し、国営干拓事業により造成される干拓地においても事業ができるようになるとともに、解散した八郎潟新農村建設事業団の業務のうち、受益者からの賦課金徴収等の業務を公団が継承することとなった。

さらに、昭和57年に農用地開発公団法の一部が改正され（昭和57年法律第51号）、国際協力事業団等の委託に基づいて行う海外農業開発に関する調査等の業務及びこれに関連して必要な情報の収集・整備の業務が新たに追加された。

しかし、その後の我が国の農業をとりまく情勢の変化に対応するため、また、昭和61年6月の臨時行政改革推進審議会の答申にもかんがみ、昭和63年7月に農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和63年法律第44号）により農用地開発公団が農用地整備公団に改組され、これまで行ってきた農用地造成を中心とした農畜産物の濃密生産団地建設事業にかわる新たな業務として、農業の生産性の向上と農業構造の改善を図るための既耕地の整備を中心とした事業を実施することとなった。

イ 業務内容

農用地整備公団は、農業構造の急速な改善の必要な農業地域内において、農用地の整備と土地改良施設の整備を一体として総合的かつ集中的に実施する農用地総合整備事業及び自然条件の特殊性に起因した障害が生じている特定の地域において、その障害を除去するために必要な用排水施設の新設又は改良の事業を短期集中的に実施する農用地等緊急保全整備事業を実施している。

また、従来からの農用地の造成を中心に関連する土地改良施設、畜舎その他の農業用施設の整備等を総合的に実施する広域農業開発事業及び畜産基地建設事業は、現在実施中の地区を継続実施し、平成10年度を目途に完了することとなっている。

なお、当分の間、これに加えてNTT-A型プロジェクトに対する貸付業務を行い得ることとなっている。

農用地総合整備事業は、農業的土地資源に恵まれ、農業構造改善の必要があり、外部インパクト等を活用して生産性の高い農業生産地域を形成することが可能な地域において、農用地の整備と土地改良施設の整備を一体として総合的かつ集中的に実施するもので（農用地整備面積150ha以上かつ土地改良施設整備の受益面積が1,000ha以上）、補助率は、工種毎に内地40%～2/3、北海道40～80%以内の補助率を基礎とする総合補助率である。

農用地等緊急保全整備事業は、地盤の相当部分が泥炭土又は琉球石灰岩からなることに起因して生じる障害を除去するために必要な農業用排水施設の新設又は改良を行うもので（受益面積3,000ha以上）、補助率は北海道のうち田75%、畑80%、沖縄95%以内である。

広域農業開発事業は、農用地の造成を中心として、大規模な畜産経営農家等の創設若しくは育成又は共同利用牧場の建設等による飼料基盤の拡大を通じて地域の農畜産物の生産の合理化を図り、濃密生産団地を建設するもので（農用地造成面積500ha以上）、補助率は、工種毎に40%～70%以内の補助率を基礎とする総合補助率である。

畜産基地建設事業は、畜種複合型事業と単一畜種型事業に区分されるが、現在実施しているのは畜種複合型のみである。畜種複合型事業は、農用地の造成を中心とし、家畜排せつ物の土地還元利用等を基軸とする畜産と耕種農業の有機的な結合を通じて農畜産物の生産の合理化を図り、濃密生産団地を建設するもので（農用地造成面積150ha以上であり、かつ、飼養頭羽数（豚換算）1万頭以上）、補助率は、55%以内である。

ウ 業務の実施状況

(ア) 農用地整備公団国内業務

a 農用地総合整備事業

元年度から事業を実施し、日野区域（鳥取）のほか10区域を継続実施するとともに、泉州東部区域（大阪）及び大隅中央区域（鹿児島）について新規着工を行い、また、美濃東部区域（岐阜）、南丹区域（京都）の計2区域について全体実施設計を行った。

b 農用地等緊急保全整備事業

63年度から事業を実施し、石狩川下流左岸第4区域（北海道）のほか1区域及び宮古区域（沖縄）を継続実施した。

c 広域農業開発事業

49年度から事業を実施し、阿蘇区域（熊本）を継続実施した。

d 畜産基地建設事業

49年度から事業を実施し、津軽西部区域（青森）、吾妻利根区域（群馬）の計2区域を継続実施した。

なお、9年度における実施状況は、表11のとおりである。

表11 9年度農用地整備公団国内事業の実施状況

(単位：千円)

事業名	区域数	事業費	国費
農用地整備公団事業	21	38,223,000	27,029,165
農用地総合整備事業	15	18,783,000	12,907,142
農用地等緊急保全整備事業	3	8,803,000	7,292,641
広域農業開発事業	1	3,787,000	3,084,382
畜産基地建設事業	2	6,850,000	3,745,000

(イ) 農用地整備公団海外業務

国際協力事業団からの委託に基づき、ニジェール国、中国において開発調査を、また、インドネシア国、パラグアイ共和国、ラオス国においてプロジェクト方式技術協力事業の実施に対する支援業務（村づくり協力）を実施した。

この他に農林水産省からの補助事業として、海外農業開発に必要な種々の情報の整備、砂漠化防止や熱帯林保全に対処するための技術情報の収集分析や実証調査、農地・土壌侵食防止対策の基礎調査を実施した。

なお、9年度における実施状況は表12のとおりである。

表12 9年度農用地整備公団海外事業の実施状況

(単位：千円)

(1) 受託事業

開発調査（農業農村開発に関するマスタープラン作成）

ニジェール国ティラベリ県砂漠化防止計画

中国陝西省安塞県山間地区農業総合開発計画

プロジェクト方式技術協力事業の支援業務

インドネシア国南東スラウェシ州農業農村総合開発計画

パラグアイ共和国ピラル南部地域農村開発計画

ラオス・ヴィエンチャン県農業農村開発調査

受託額	440,899
(2) 補助事業	
海外農業開発技術情報整備	補助額 118,052
海外村づくり基礎調査	" 34,892
砂漠化防止等環境保全対策調査	" 411,853
熱帯林保全総合農業農村対策調査	" 207,132
農地・土壌侵食防止対策基礎調査	" 20,260

(7) 土地改良調査計画

ア 土地改良調査計画

9年度においては、土地改良事業を計画的かつ円滑に推進するため、国営等調査及び広域農業開発基本調査等を行うとともに、新たに地理情報システム(GIS)等の高度情報処理技術の導入と各種計画業務への活用の促進、土地改良事業における土づくり対策のための指針等の検討、農村地域において光ファイバ通

表13 9年度土地改良調査計画費

(単位：千円)

事 項	農林水産省	北 海 道	沖 縄
土地改良調査計画費	13,155,987	3,416,024	442,632
(農 地)	13,155,108	3,416,024	442,632
広域調査費	4,187,617	2,033,802	183,549
地域基本計画調査費	216,800	46,900	15,900
国営等事業地区計画調査費	1,694,000	948,000	95,000
都道府県営事業地区計画費	247,000	36,200	11,000
長期計画調査費	329,870	12,050	9,470
土地利用計画調査費	73,718	2,793	1,409
農業水利基本調査費	262,750	11,600	3,550
農村整備・活性化基本調査費	67,041	—	—
中山間・地域資源調査費	169,550	9,500	9,500
地下水調査費	240,950	34,800	32,200
情報化推進調査費	60,500	—	—
土地改良経済調査費	52,870	8,200	4,620
計画基準調査費	136,512	18,500	13,000
営農推進調査費	199,300	42,500	5,500
農業農村整備事業計画検討調査費	262,600	82,000	2,000
農業生産基盤整備推進調査費	86,000	15,000	4,000
特定地域整備推進調査費	48,000	5,000	—
農村環境整備推進調査費	188,000	3,500	3,500
農村新社会資本整備調査費	38,200	—	—
農地保全調査費	93,350	—	—
農村環境保全基礎調査費	274,369	16,800	6,500
技術調査費	3,633,193	35,781	38,055
事業実施調査費	238,919	18,003	349
土地改良事業等推進調査費	96,825	17,241	353
土地改良施設管理調査費	109,420	15,736	1,351
公団事業推進調査費	41,882	2,118	1,182
補助事業審査指導費	96,872	—	644
土地改良専門技術者育成対策費	9,000	—	—
(草 地)			
補助事業審査指導費	879	—	—
農業生産基盤整備調査計画費補助	240,940	20,995	9,340

表14 9年度国営等調査の実施状況

区 分	農林水産省				北 海 道				沖 縄			
	継続	新規	計	完了	継続	新規	計	完了	継続	新規	計	完了
土地改良事業地区	12	5	17	5	13	5	18	7	—	1	1	1
一 般	12	5	17	5	9	3	12	5	—	1	1	1
直轄明渠排水	—	—	—	—	4	2	6	2	—	—	—	—
農地再編整備事業地区	7	1	8	—	4	2	6	—	—	—	—	—
《国 営 地 区 計》	19	6	25	5	17	7	24	7	—	1	1	1
農用地等整備地区	4	2	6	1	1	1	2	1	—	—	—	—
《国営等地区 合計》	23	8	31	6	18	8	26	8	—	1	1	1